

○足利市子ども医療費助成条例

昭和47年3月30日

条例第3号

改正 昭和47年10月7日条例第32号
昭和59年12月20日条例第30号
昭和62年3月23日条例第6号
平成6年12月21日条例第35号
平成8年3月25日条例第4号
平成10年3月24日条例第9号
平成11年3月23日条例第17号
平成12年3月24日条例第6号
平成13年3月23日条例第14号
平成18年3月27日条例第12号
平成19年3月26日条例第10号
平成22年3月25日条例第6号
平成25年3月25日条例第11号
平成27年3月31日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「未就学児」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護している者をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

6 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

7 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち保険給付を取り扱う者をいう。

（平22条例6・平27条例12・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象の子ども」という。）の保護者のうち、市長が交付する子ども医療費受給資格証を有する者とする。ただし、他の法令により医療費の給付を受ける者は、その限度において助成の対象としない。

(1) 本市の区域内に住所を有する子ども（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる子ども及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子どもを除く。）

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる子ども

（未就学児の対象の子どもに係る助成）

第4条 市長は、未就学児の対象の子どもが県内の医療機関等で保険給付を受け

た場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払いを受けている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、未就学児の対象のこどもが医療機関等で保険給付を受けた場合において、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払ったときは、市長は、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成対象者に対し助成することができる。

(平25条例11・平27条例12・一部改正)

(小学生以上の対象のこどもに係る助成)

第5条 市長は、未就学児以外の対象のこどもが保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を助成対象者の申請に基づき助成するものとする。

(1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額

(2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額（その額が500円を超える場合は、500円）の合計額

(平22条例6・全改、平25条例11・平27条例12・一部改正)

(申請期間)

第6条 前2条の規定による申請は、対象のこどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行われなければならない。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条及び第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月7日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月20日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の足利市乳児医療費助成条例（以下「新条例」という。）第2条第4項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 新条例第2条第3項第4号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月23日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の足利市乳児医療費助成条例等の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成8年3月25日条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、平成9年4月1日以後に受けた保険給付に係る助成の申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第1項の規定は、平成11年4月1日以後に受

けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月24日条例第 6 号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月23日条例第14号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条第 1 項及び第 4 条の規定は、平成13年 4 月 1 日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月27日条例第12号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市子ども医療費助成条例の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月26日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足利市子ども医療費助成条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以降に受けた保険給付に係る助成について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項ただし書の改正規定による改正後の足利市子ども医療費助成条例の規定は、平成18年10月 1 日以降に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則（平成22年 3 月25日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市子ども医療費助成条例、足利市重度心身障害

者医療費助成条例、足利市妊産婦医療費助成条例及び足利市ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、平成22年4月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日条例第11号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成25年4月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市こども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。